

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則
(県例規集登載)

消防保安課

【告示】

- 港湾施設の指定の一部改正
(県例規集登載)

港湾課

- 救急病院の認定

医療推進課

- 土地収用法に基づく事業の認定

監理課

【公告】

- 土地改良区の定款変更の認可

耕地課

- ”

”

- 令和二年度狩猟免許試験の試験の期日、開始時間及び場所並びに受験手続の変更

鳥獣害対策室

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事

建築指導課

- ”

”

- ”

”

- ”

”

- ”

”

- ”

”

- 随意契約の相手方の決定

内部事務課

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第四十五号

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

火薬類取締法施行細則（昭和五十一年岡山県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項及び第二十一条中「第十六条第三号ト」を「第十六条第三号へ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百五十六号

昭和四十二年岡山県告示第八百十九号（港湾施設の指定）の一部を次のように改正し、
公布の日から施行する。

令和二年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表水島港の項中

一三、七四九平方メー
トル
（甲地 一三、七四九
平方メートル）

を

二二、〇一四平方メー
トル
（甲地 二二、〇一四
平方メートル）

に改める。

令和2年5月1日 岡山県公報 第12190号

◎岡山県告示第二百五十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和二年五月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

岡山中央病院

2 所在地

岡山市北区伊島北町六一三

二 認定年月日

令和二年五月一日

三 認定の有効期限

令和五年四月三十日

令和2年5月1日 岡山県公報 第12190号

◎岡山県告示第二百五十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和二年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

社会福祉法人薫風会

二 事業の種類

看護小規模多機能型居宅介護事業所整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県倉敷市笹沖字後東塚地内

2 使用の部分 岡山県倉敷市笹沖字後東塚地先

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

看護小規模多機能型居宅介護事業所整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第二十条第二十三号に掲げる「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である社会福祉法人薫風会は、本件事業に要する経費について財源措置を行っており、また、昭和四十八年の法人設立以来第一種社会福祉事業（特別養護老人ホーム事業）、第二種社会福祉事業（老人デイサービスセンター事業、老人居宅介護等事業、老人短期入所事業、認知症対応型共同生活援助事業、障害福祉サービス事業、小規模多機能型居宅介護事業所）を運営している実績があることから、当該事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、倉敷市大高圏域に看護小規模多機能型居宅介護事業所が建設・運営されることで、同地域で高まる複合型介護サービスへのニーズに対応が可能となり、地域包括ケアシステムの拠点となるこ

とから、地域における社会福祉の増進に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業の計画においては、①住宅地に近い立地であること、②事業費が廉価であること、③事業のために必要な設備等が設置できる広さがあること、④徒歩圏内に保育園や小中高등학교などの教育機関が存在すること、⑤協力医療機関との連携が円滑に行える距離であることを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象事業となっておらず、保護のため特別の処置を講ずべき動植物が見受けられないこと、本件事業地内の土地には文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)における周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されていないことから、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について
本件事業については、高齢化の進む地域に対する地域包括ケアシステムの構築に寄与するものであるため、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用又は使用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

倉敷市保健福祉局保健福祉推進課

令和2年5月1日 岡山県公報 第12190号

(一八三) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、
土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和二年五月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

高梁川用水土地改良区

二 認可年月日

令和二年四月二十二日

令和2年5月1日 岡山県公報 第12190号

〔一八四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和二年五月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

児島湾七区土地改良区

二 認可年月日

令和二年四月二十二日

令和2年5月1日 岡山県公報 第12190号

〔二八五〕令和二年四月三日付け公布岡山県公告（令和二年度狩猟免許試験の実施）のうち、一 試験の期日、開始時間及び場所及び四 受験手続を次のとおり変更する。

令和二年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の期日、開始時間及び場所

期 日	開始時間	場 所
令和二年八月五日（水曜日）	午前九時三十分	岡山市東区西大寺南一―二―三 体験学習施設百花プラザ
令和二年九月八日（火曜日）	午前九時三十分	倉敷市本町一七―一 倉敷市民会館
令和二年十一月二十日（金曜日）	午前九時三十分	岡山市東区西大寺南一―二―三 体験学習施設百花プラザ
令和二年十二月二十日（日曜日）	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山リージョンセンタ

四 受験手続

1 受験しようとする者は、一に掲げるいずれの場所でも受験することができる。

2 受験しようとする者は、所定の狩猟免許申請書に必要事項を記入の上、次に定めるとおり提出すること。

(1) 令和二年八月五日の体験学習施設百花プラザでの受験を希望する者にあつては、同年四月二十二日から同年七月二十二日までの間に、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。

(2) 倉敷市民会館での受験を希望する者にあつては、令和二年四月二十二日から同年八月二十五日までの間に、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課に提出

すること。

- (3) 令和二年十一月二十日の体験学習施設百花プラザでの受験を希望する者にあつては、同年四月二十二日から同年十一月六日までの間に、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。
- (4) グリーンヒルズ津山リージョンセンターでの受験を希望する者にあつては、令和二年四月二十二日から同年十二月四日までの間に、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に提出すること。
- 3 狩猟免許申請書には、次のものを添付すること。
 - (1) 三の2から4までに該当する者でない旨の医師の診断書一通（ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写し）
 - (2) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真（裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）一枚
 - (3) 郵便切手を貼付し、宛名及び宛先を明記した返信用封筒（定型長形三号）一通
- 4 狩猟免許申請書を受理した場合は、受験票を交付する。なお、試験当日は必ず受験票を持参すること。

令和2年5月1日 岡山県公報 第12190号

〔二八六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市富原字中通八八―三、八八八―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井尻野一四三―一サンフラワーA二〇五号室

藤野 優希

藤野 真佑

三 許可番号

岡山県指令建指第三六二号

令和2年5月1日 岡山県公報 第12190号

〔二八七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字北国府七八―二、七九―一、七九―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区西辛川七一〇コーポセジュールB棟一〇二

山本 恭祐

三 許可番号

岡山県指令建指第三四一号

令和2年5月1日 岡山県公報 第12190号

〔二八八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字渕ヶ添三四四―六、三四四―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中島二七―一モデルノブローテB一〇二

門脇 祐紀

門脇 宏美

三 許可番号

岡山県指令建指第三七一号

令和2年5月1日 岡山県公報 第12190号

〔二八九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字渕ヶ添三四四―一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市宮前五二カンパーニャ・ワンB二〇二

塩津 祐矢

塩津 由佳

三 許可番号

岡山県指令建指第三七八号

令和2年5月1日 岡山県公報 第12190号

〔一九〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 特定役務の名称
給与システム保守運用業務
- 二 契約期間
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局内部事務課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和二年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び所在地
株式会社日立製作所
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額
七〇、二八〇、七六〇円（うち消費税額及び地方消費税の額六、三八九、一六〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続き（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため